

お客様各位

## 診療報酬算定方法の一部改正および 検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発1129第8号にて診療報酬算定方法の一部改正および検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和6年12月1日より適用

《一部改正》

改正後	改正前
<p>TARCは、以下のいずれかの場合に算定できる。</p> <p>ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、月1回を限度として算定できる。</p> <p><u>イ 薬剤性過敏症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、一連の治療につき1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき2回以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>ウ COVID-19と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTRAC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。</p>	<p>TARCは、以下のいずれかの場合に算定できる。</p> <p>ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、月1回を限度として算定できる。</p> <p>(新設)</p> <p>イ COVID-19と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる</p>

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
FGFR2 融合遺伝子標本作製	7,850 点 / 病理 (130 点)	「N005-2」 ALK 融合遺伝子標本作製に準じる 希少疾病等技術料係数 120/100	未実施
	注 釈		
<p>FGFR2 融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌患者を対象として、FGFR 阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH 法 (Break-apart 法) により遺伝子標本作製を行った場合に、ALK 融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数 120/100 を乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度とする。</p>			
主な測定目的			
がん組織中の FGFR2 融合遺伝子の検出 (タスルグランチニブコハク酸塩の胆道癌患者への適応を判定するための補助に用いる)			

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
抗 GM-CSF 抗体	1,380 点 / 免疫 (144 点)	「D014」自己抗体検査の「43」2 回分に準じる 希少疾病等技術料係数 150/100	未実施
	注 釈		
<p>抗 GM-CSF 抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、自己抗体検査の「43」抗 GM1IgG 抗体、抗 GQ1bIgG 抗体の所定点数 2 回分を合算した点数を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数 150/100 を乗じ算定する。なお、診断時に 1 回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。</p>			
主な測定目的			
血清中の抗 GM-CSF 抗体の検出 (自己免疫性肺胞蛋白症の診断の補助)			